

～津島市ブロック塀等撤去費 補助金を申請された方へ～

撤去工事の契約日について

ブロック塀の撤去工事に係る施工業者との契約は、「ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書」の日付（交付決定日）より後の日付である必要がありますので、ご注意ください。
交付決定日の前に施工業者と契約をされた場合は、**補助金はお支払いできません。**

工事の完了後について

補助金のお支払いには、
「工事に係る契約書の写し」が必要です。

※軽易な工事のため、施工業者と契約書を取り交わしていない場合は、「工事請書」（「請書」（うけしょ）とも言われます。）を作成してもらうように、施工業者に依頼してください。

～工事の完了報告時に必要となる書類～

- ・ ブロック塀等撤去実績報告書
- ・ 工事に係る契約書の写し
- ・ 工事費の領収書の写し
- ・ 工事着手前及び工事完了後の写真

※工事完了の日から起算して 30 日を経過する日又は 1 月末日のいずれか早い期日までに報告が必要になります。

●取扱担当

津島市建設産業部都市計画課

津島市立込町 2 丁目 21 番地

TEL:0567-55-9627（直通） FAX:0567-55-9627

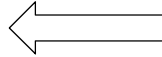
Mail: toshikeikaku@city.tsushima.lg.jp

補助の流れ

所有者

市

都市計画課へ事前相談

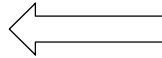


補助対象のブロック塀か現地確認

工事業者へ相談・見積



「補助金交付申請書（様式 1、様式 2）」提出
提出期限：申請年度の 10 月 31 日まで
工事着手前（請負契約前）に提出してください。

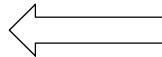


補助金交付決定通知（様式 3）

工事請負契約・工事着手・完了

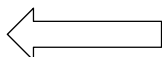


「実績報告書（様式 6）」提出
提出期限：申請年度の 1 月末日まで



補助金確定通知（様式 7）

「補助金請求書（様式 8）」提出



補助金交付

完了